

令和 8 年第 9 回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 1 時 30 分
- 2 場 所 会津若松市役所 河東支所 2 階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19 名
農地利用最適化推進委員 18 名
- 4 出席した農業委員 18 名

1 番委員	小檜山 寿範	2 番委員	相原 孝志	3 番委員	梶内 徳仁
		5 番委員	中島 吉郁	6 番委員	大竹 吉弘
7 番委員	春日部 一視	8 番委員	大堀 千守	9 番委員	荒井 重隆
10 番委員	大島 光信	11 番委員	庄司 遼	12 番委員	二瓶 正貴
13 番委員	多田 善信	14 番委員	渡部 一夫	15 番委員	佐野 和枝
16 番委員	武田 久美子	17 番委員	佐々木 隆夫	18 番委員	渡邊 直也
19 番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 17 名

1 番委員	武藤 寿朗	2 番委員	橋本 邦生		
4 番委員	小林 忍	5 番委員	佐藤 一雄	6 番委員	佐藤 茂
7 番委員	五十嵐 博幸	8 番委員	丸田 保男	9 番委員	鈴木 雄一
10 番委員	渡部 好昭	11 番委員	小島 博行	12 番委員	渡部 義勝
13 番委員	田代 新一	14 番委員	長尾 好章	15 番委員	高橋 一浩
16 番委員	渡部 政治	17 番委員	高橋 一美	18 番委員	渡部 裕末

- 5 欠席した農業委員 1 名

4 番委員	長谷川 泰道				

欠席した農地利用最適化推進委員 1 名

3 番委員	高橋 亘				

- 6 出席した事務局職員

事務局長	生江 隆	事務局次長	加藤 高弘	主事	三崎 由香里

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主査	鈴木 宏典				
----	-------	--	--	--	--

議長（会長）	それでは、農業委員会の第26期の委員の皆様、今日が初めての総会でございます。これから3年間、色々なことがあるとは思いますが、どうぞ、慎重審議の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 只今より、会津若松市農業委員会令和8年第9回総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承ください。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員3番、梶内 徳仁 委員、同じく5番、中島 吉郁 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、湊班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員2番） 相原 孝志 委員	農業委員2番、相原より、議案第33号の1番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、農業者への贈与による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、8月17日午後6時から、湊班委員5名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、高野班担当委員より2番について報告願います。
（推進委員12番） 渡部 義勝 委員	推進委員12番、渡部より、議案第33号の2番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しよう

(推進委員 12 番) 渡部 義勝 委員	とするものです。 なお、現地調査は、8月19日午前10時から、高野班委員2名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、門田班担当委員より3番について報告願います。
(農業委員 11 番) 庄司 遼 委員	農業委員11番、庄司より、議案第33号の3番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 3番の案件は、農業者への賃借権の設定について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、8月19日午前9時30分から、門田班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より4番について報告願います。
(農業委員 13 番) 多田 善信 委員	農業委員13番、多田より、議案第33号の4番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 4番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、8月13日午後2時から、川南班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、館ノ内班担当委員より5番について報告願います。
(推進委員 18 番) 渡部 裕末 委員	推進委員18番、渡部より、議案第33号の5番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 5番の案件は、野菜の栽培実績を有し、農地の適正な管理が可能と認められる者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、8月14日午後1時から、館ノ内班委員1名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、日橋班担当委員より6番と7番について報告願います。
(農業委員 12 番) 二瓶 正貴 委員	農業委員12番、二瓶より、議案第33号の6番と7番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 6番と7番の案件は、農業を営む法人への賃借権の設定について、欄外のコめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。 なお、現地調査は、8月16日午前11時から、日橋班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。

(農業委員 16 番) 武田 久美子 委員	(ありの声あり)
議長 (会長)	はい。
(農業委員 16 番) 武田 久美子 委員	はい。農業委員 16 番、武田 久美子 委員
農業委員会事務局	議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番、目的のところが、経営規模の拡大となっているんですが、譲り受けた面積と最初の面積がほぼ同じなんですね。これで規模拡大になるのでしょうか。 その前に、別の場所に農地を持っているなど、そういった事情があるのですか。説明をお願いいたします。
(農業委員 16 番) 武田 久美子 委員	はい。こちらの案件の譲り受け人につきましては、地元の農業法人の従業員の方ということで、農業委員会としては、すでにその方は農業者であられ、今回面積が増えることから、規模拡大という扱いとさせていただいたところでございます。以上です。
議長 (会長)	了解いたしました。
(農業委員 16 番) 武田 久美子 委員	はい、よろしいですか。
議長 (会長)	はい。
議長 (会長)	では、他にご質問等ございませんか。 (なしの声あり)
議長 (会長)	それではお諮りいたします。議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長 (会長)	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。
議長 (会長)	次に、議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 4 ページをお開きください。 議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長 (会長)	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部会及び湊班担当委員との合同調査となっておりますので、農地部会から調査報告を求めます。

農地部会長 (農業委員 14 番) 渡部 一夫 委員	農地部会より、議案第 34 号の 1 番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、駐車場の整備を計画するものです。 農地区分は、第 2 種農地のその他に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、8 月 19 日、午前 10 時 30 分から、農地部 3 名、湊班委員 4 名、事務局 1 名の計 8 名で、実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区の区域外であり、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長） (農業委員 9 番) 荒井 重隆 委員	農地部会の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 (ありの声あり) はい。
議長（会長）	はい。農業委員 9 番、荒井 重隆 委員
(農業委員 9 番) 荒井 重隆 委員	議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番、契約内容の事由ですが、所有権移転は分かるのですが、これは、売買なのか贈与なのか。
農業委員会事務局	はい。こちらの案件につきましては、売買になります。
(農業委員 9 番) 荒井 重隆 委員	それであれば、(売買)と加えていただきたいです。
農業委員会事務局	承知いたしました。
議長（会長）	では、他にご質問等ありませんか。 (なしの声あり)
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。 (※議事参与の制限により退席 1 名) 農業委員 16 番 武田 久美子 委員
議長（会長）	事務局の説明を求めます。

農業委員会事務局	総会資料の6ページをお開きください。 議案第35号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものと規定されており、令和8年7月31日付け、8農政第684号にて会津若松市長より意見を求められております。 7ページをご覧ください。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであり、農地中間管理権の新規設定が4件、対象となる地域計画のエリアは、町北、湊、館ノ内、日橋、堂島の5地区となっております。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 それでは、南四合・町北、湊、館ノ内、日橋、堂島の各班担当委員において事前確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。 （なしの声あり）
議長（会長）	次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第35号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第35号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。 （退席した委員が入室）
議長（会長）	次に、議案第36号、会津若松農業振興地域整備計画の変更案に関する意見についてを議題とします。 はじめに、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の8ページをお開きください。 議案第36号、会津若松農業振興地域整備計画の変更案に関する意見についてであります。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において、市町村が農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会に意見を聴くものと規定されており、令和8年7月29日付け、8農政第656号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。
議長（会長）	次に、農政部の詳細説明を求めます。
農政部農政課	農政課の鈴木と申します。日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 今回の案件につきましては、令和8年5月31日までに農業振興地域整備の

農政部農政課	変更申出を受付したものです。農業振興地域からの除外案件が3件ございます。 案件の1件目につきましては、高野町平塚129番1、外11筆で、地目は田、合計面積は7,209平米でございます。 事業計画者につきましては、有限会社ワシオ商会でございます。 初めに除外の理由であります。業務拡大に伴いまして、不足しているレンタル資材等の保管場所の確保と、分散している保管場所の集約化による搬出入の効率化を図るとともに、商品の運搬を行う大型車両の待機場所を確保する必要があるため、農振地域からの除外を行うものでございます。 当該事業計画につきましては、農地の集積や利用、土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に規定される要件を満たされると認められることから、除外は、やむを得ないものと思われます。 続きまして、案件の2件目についてです。総会資料の12ページをご覧ください。案件の2件目につきましては、湊町大字共和字上馬渡96番、及び97番でございます。 地目につきましては畑、面積につきましては合計で820平米です。 事業計画者につきましては、有限会社三光電気であります。 初めに除外理由であります。老朽化した電力設備の更新作業に対応することに伴い、既存の事業所敷地だけでは、新たに増車する大型車両等を保管するスペース及び資材置場が不足していることから、農振地域からの除外を行うものでございます。 当該事業計画につきましても、農地の集積や利用、土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に規定される除外要件を満たすものと認められることから、除外はやむを得ないものと思われます。 続きまして、総会資料の14ページをお開きください。 3件目の案件につきましては、電気事業者による送電用鉄塔の設置のため、農業振興地域区域から除外するものでございます。 これは、公益性が高い事業として既に許可が付されているものでございまして、農振除外についても手続きが可能となっているものでございます。 なお、土地の所在と地目、面積については総会資料に記載のとおりでございます。会津若松農業振興地域整備計画の変更案について、以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政部の説明が終わりました。 それでは、農地部会及び高野、湊の各班担当委員において事前確認を行った際に、意見等ある場合には報告願います。 （なしの声あり）
議長（会長）	本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第36号、会津若松農業振興地域整備計画の変更案に関する意見については、意見なしと回答することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 36 号、会津若松農業振興地域整備計画の変更案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。
議長（会長）	次に、議案第 37 号、現況確認証明についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の 16 ページをお開きください。 議案第 37 号、現況確認証明についてであります。 この案件は、議案書記載の農地に係る経過や現況等を踏まえ、非農地であることを証明しようとするものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、1 番については湊、2 番については門田、3 番については日橋の各班担当委員及び農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会から調査報告を求めます。
農地部会長 （農業委員 14 番） 渡部 一夫 委員	農地部会より、議案第 37 号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであり、1 番につきましては、平成 16 年頃から、2 番につきましては、平成 25 年頃から、3 番につきましては、平成 6 年頃から、耕作がされておらず原野化した農地の地目変更登記を行うための証明申請であります。 現地調査につきましては、8 月 19 日に実施し、1 番については、午前 11 時 25 分から、農地部会 3 名、湊班委員 4 名、事務局 1 名の計 8 名、2 番については、午前 9 時から、農地部会 3 名、門田班委員 4 名、事務局 1 名の計 8 名、3 番については、午前 10 時から、農地部会 3 名、日橋班委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名にて、確認した経過にあり、農地には該当しないことが認められましたので報告いたします。
議長（会長）	農地部会の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 37 号、現況確認証明については、非農地と証明することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 37 号、現況確認証明については、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第 28 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、 報告第 29 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 30 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、

議長（会長）	報告第 31 号、農地の地目変更登記に係る照会への対応については、一括して事務局から報告願います。
農業委員会事務局	総会資料の 20、21 ページをお開きください。 報告第 28 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。これらの 11 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。 次に、総会資料の 22 ページをお開きください。 報告第 29 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法上の意見が付されております。 次に、総会資料の 24、25 ページをお開きください。 報告第 30 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 なお、25 ページ備考欄の留意事項のとおり都市計画法並びに建築基準法上の意見が付されております。 次に、総会資料の 30 ページをお開きください。 報告第 31 号、農地の地目変更登記に係る照会への対応についてであります。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、現況地目が非農地であると確認できたことから、法務局に対し回答書を送付したものです。 以上、報告第 28 号から第 31 号については、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものです。 報告は以上です。
議長（会長）	報告第 28 号から第 31 号については、報告のとおりご了承願います。 以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午後 1 時 56 分閉会を宣言する）

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 8 年 8 月 24 日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美

農業委員 3 番 梶 内 徳 仁

農業委員 5 番 中 島 吉 郁